

八代市過疎地域自立促進計画の策定に係る資料

■過疎地域とは

過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」）で規定により公示された市町村（以下「過疎市町村」）をいう。

合併前、八代地域においては旧3村（坂本・東陽・泉）が過疎市町村であった。

■八代市過疎地域自立促進計画策定にあたって基づく法令等

（法令）過疎地域自立促進特別措置法、同施行令、同施行規則

■過疎地域自立促進計画とは

過疎市町村が過疎法第6条の規定により定めることができる過疎計画地域自立促進計画（以下、「過疎計画」）をいう。過疎計画に基づき実施する事業に対し地方債の発行が認められ、地方債計画においては過疎対策事業債が措置されている。

※都道府県については過疎法第5条の規定により過疎計画地域自立促進方針を定めることとなっている。

■過疎地域自立促進計画を策定するメリット

前段記載の過疎債の発行に加え、財政上の措置として「国の負担・補助割合の特例」（国庫補助の嵩上げ）がある。

「行政上の特例措置」については多岐にわたるが、基幹道路や下水道の「都道府県の代行制度」などの特別措置がある。

※国庫補助の嵩上げ対象事業

適正規模に統合する小中学校校舎・屋内運動場の増改築・教職員住宅の建築、危険校舎の改築、保育所整備、消防施設整備

八代市過疎地域自立促進計画の策定に係る資料

■八代市の現況

八代地域においては平成 17 年の合併により、旧 3 村（坂本・東陽・泉）が過疎市町村であったことから、合併後 5 年間は各種要件により、新市全域がみなし過疎地域の指定を受けていたが、合併後 5 年間を経過したことにより、平成 22 年度以降は坂本、泉、東陽の 3 地域が合併前の旧過疎市町村を区域とする一部過疎地域（旧坂本村、旧泉村、旧東陽村）として指定を受けている。

■八代市過疎地域自立促進計画策定の方針

今回の過疎計画の策定にあたっては、平成 19 年度に市のまちづくりの長期ビジョンである「八代市総合計画」が策定済みであることから、市総合計画を基本として策定を行うこととする。

本市においては、合併後平成 17 年～平成 21 年までの 5 カ年にて八代市過疎地域自立促進計画を策定し、各種事業に取り組んできたところであるが、今後も旧過疎地域における整備が過疎地域の振興を図る上で、特に重要として捉え新たに過疎計画の策定を行うこととした。

今回の計画策定に際しては、対象地域が旧坂本村、旧泉村、旧東陽村の 3 地域に限られていることから、当該地域で実施される事業のみを対象として策定事務を進めることとする。また、平成 22 年度の法改正により、ソフト事業に対しても過疎債の活用が可能となつたため、起債の本旨に基づいてその活用を図っていくこととする。

■前回の過疎計画（H17 年度～H21 年度）の実績

平成 17 年度からの 5 カ年の実績については、主なものとして、道路整備として市道、林道の整備に約 16 億 1,000 万円、情報化のための施設整備としてケーブルテレビ整備、移動通信用鉄塔施設整備に約 3 億 7,000 万円、地域間交流に係るものとして坂本カントリーパーク整備に約 2 億 7,000 万円の過疎対策事業債を活用しており、その他簡易水道整備、消防施設整備などを合わせて、5 カ年の計画期間において総額約 26 億 5,000 万円の過疎対策事業債を活用している。

辺地における総合整備計画の策定に係る資料

■辺地とは

一定の地域における人口や地域の中心からの公共交通機関、医療機関等の距離、電気、水道などのライフラインの整備状況などを判断基準として、おおむね字ごとに設定されるものである。

合併前、八代地域においては旧3村（坂本・東陽・泉）が辺地を有する市町村であった。

■辺地における総合計画の策定にあたって基づく法令等

(法令) 公共的施設の整備をしようとする市町村が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、同施行令、同施行規則

■辺地における総合整備計画とは

公共的施設の整備をしようとする市町村が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法88号、以下「辺地法」）第3条により定めなければならない「辺地に係る公共的施設の総合的な整備に係る財政上の計画（以下「総合整備計画」）」をいう。

総合計画に基づき実施する事業に対し地方債の発行が認められ、地方債計画においては辺地対策事業債が措置されている

■八代市の現況

合併前、八代地域においては旧3村（坂本・東陽・泉）が辺地を有する市町村であり、旧市町村で有していた辺地については、引き続き「辺地」として取り扱われることとなっている。

現在八代市が有する辺地については「深水」「辻」「責・川原谷」「木々子」「小川内」（以上、旧坂本村）「内の木場」（旧東陽村）「南川内」「仁田尾」「椎原」「樅木」「釈迦院」（以上、旧泉村）の11辺地となっている。

各辺地の総合整備計画の策定状況（～平成21年度）については次表のとおり。

辺地における総合整備計画の策定に係る資料

総合整備計画の策定状況（～平成 21 年度）

策 定 状 況	辺 地 名	備 考
平成 17 年度～平成 21 年度の総合整備計画を有する辺地	南川内、仁田尾、椎原、樅木、釈迦院	旧泉村にて策定済み。
平成 18 年度～平成 21 年度の総合整備計画を有する辺地	深水、辻	八代市にて策定。
平成 18 年 4 月 1 日の時点において総合整備計画を有せず、今後とも策定する予定がない辺地	責・川原谷、木々子、小川内、内の木場	当分の間、計画を策定し整備を図る予定なし。

■策定の方針

今回の辺地計画の策定にあたっては、平成 19 年度に市のまちづくりの長期ビジョンである「八代市総合計画」が策定済みであることから、市総合計画を基本として策定を行うこととする。

計画策定にあたっては、過疎計画の策定と並行して辺地に係る事業の把握を行うこととし、該当地域内にて事業を有する辺地について適宜計画策定を進めていくものとする。

■平成 21 年度までの辺地計画実績

合併後の八代市においては、椎原診療所のヘリポート整備をはじめ、市道 7 路線・林道 9 路線の整備に対し、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年にて、約 1 億 7, 000 万円の辺地対策事業債を活用している。

過疎および辺地計画の策定スケジュール（9月議会提出）

		過疎計画	辺地計画
5月	初旬	県説明会(5月13日)	支所長会議(旧過疎3村)への説明
中旬			
下旬		市関係部局への照会・協議	関連があるので同時期に關係部局へ照会する。
6月	初旬	原案決裁	市関係部局への照会・協議
中旬		県への事前協議・調整① (県関係部局調整)	市関係部局への照会・協議終了
下旬		→ 隨時修正	↓ 原案決裁
7月	初旬	県との質疑・協議・回答①	県への事前協議・調整
中旬		↓ 原案修正作業:関係課への照会・回答	↓ 県との質疑・協議・回答
下旬		↓ 県との最終調整②	
8月	初旬	最終協議・回答②	修正案再決裁《最終確認》 ※決裁後、関係部局への周知案提出
中旬		修正案再決裁《最終確認》 ※決裁後、関係部局への周知案提出	市議会へ議案提出
下旬		計画(案)製本終了	計画(案)製本終了
9月	初旬	市議会議会議決	市議会議会議決
中旬		市計画決定	市計画決定
下旬			
10月初旬			
中旬		(県経由)国(3大臣)へ計画提出	(県経由)総務大臣へ計画提出
下旬		計画書製本・配布	計画書製本・配布
11月初旬			
中旬			
下旬			

